

北区災害時要援護者支援団体活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北区内において、災害時に要援護者が安全を確保するとともに、迅速かつ安全に避難をし、安心して地域で暮らし続けることができるよう、地域における要援護者支援活動の促進を図ることを目的として、当該支援活動に取り組む団体に対し北区が交付する北区要援護者支援団体活動助成金（以下「本助成金」という。）に関して必要な事項を定める。

2 本助成金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日 神戸市規則第38号）以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要援護者 神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例（平成25年3月条例第63号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 要援護者支援団体 条例第2条第2号に規定するものをいう。
- (3) 要援護者支援活動 条例第4条に規定する要援護者支援団体の役割に直接資する活動をいう。

(助成金交付の対象団体)

第3条 本助成金の交付は、次の各号のいずれにも該当すると認められる要援護者支援団体に対して行う。

- (1) 条例第2条第2号に規定する要援護者支援団体であること。
- (2) 北区内において要援護者支援活動を行うこと。
- (3) 団体規約又は区長がこれに準ずると認める書類において、代表者、会計等を明確にしていること。

(交付対象及び助成金の額)

第4条 区長は、前条に規定する団体に対して、要援護者支援活動に要する経費の一部を予算の範囲内で、年間20万円までを助成することができる。ただし、本助成金の交付を受けようとする同一の対象経費につき、国、県、市、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項に定める法人その他公的な団体に対して、補助金又は助成金の交付の申請を行うものを除く。

2 前項の助成の対象とする要援護者支援活動は、北区内における次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 要援護者支援のための会議
 - (2) 要援護者支援のための訓練
 - (3) 要援護者支援に係る啓発活動
 - (4) 要援護者の避難のために用いる車いす、リヤカーその他の資機材の整備
- 3 第1項に規定する助成金の額は、前項に規定する活動に要する経費のうち別表1の各号に掲げるものの合計額に3分の2を乗じて得た額（ただし第1号から第5号に該当するものについては当該経費の合計額）とする。
- 4 第1項但し書きの規定は、当該対象経費の総額を超えない範囲で本助成金と神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱（平成9年6月20日市長決定）第11条に規定する運営活動助成を併用することを妨げない。

（交付の申請）

第5条 前条に規定する助成金の交付を受けようとする要援護者支援団体は、次の各号に定める書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 活動助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 支援活動計画書（様式第2号）
- (3) 支援活動予算書（様式第3号）
- (4) 団体規約又はこれに準ずると区長が認める書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 区長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を別表2に定める基準により審査し、本助成金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、活動助成金交付決定通知書（様式第4号）により助成金の交付を申請した要援護者支援団体に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の場合において、必要があるときは、本助成金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて助成金の交付を決定することができる。
- 3 区長は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 4 区長は、審査の結果、本助成金の交付を不相当と認めるときは、助成金を交付しない旨の決定を活動助成金不交付決定通知書（様式第5号）により当該助成金の交付を申請した要援護者支援団体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の通知を受けた要援護者支援団体(以下「助成対象者」という。)は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、本助成金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に活動助成金交付申請取下書(様式第6号)を区長に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 助成対象者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ交付決定内容変更等承認申請書(様式第7号)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成対象者が、助成金の交付の決定を受けた要援護者支援活動計画(以下「交付決定済み活動計画」という。)の内容を変更しようとするとき。ただし、助成目的に関係がない活動計画の細部の変更等軽微な変更はこの限りではない。

(2) 助成対象者が、交付決定済み活動計画の内容の全部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した上で、その旨を助成金交付決定内容変更承認通知書(様式第8号)又は活動中止(廃止)承認通知書(様式第9号)により、当該助成対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成対象者は、助成対象活動が完了したときは、活動実績報告書(様式第10号)に、支援活動実績書(様式第11号)、支援活動決算書(様式第12号)その他区長が必要と認める書類を添えて、活動完了の日の翌日から起算して15日以内に区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 区長は、前条の報告を受けたときは、報告書及び収支決算書その他書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成対象活動の実施結果が助成金の交付の決定の内容(第8条の規定による承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、活動助成金額確定通知書(様式第13号)により助成対象者に通知する。ただし、確定する助成金の額は、交付決定額(第8条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下、同じ。)を超えないものとする。

2 区長は、確定した助成金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(助成金の支払)

第11条 区長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、本助成金を交付する。

2 助成対象者は、前項の規定により本助成金の支払を受けようとするときは、活動助成金請求書(様式第14号)を区長が指定する日までに区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第 12 条 区長は、第 8 条第 1 項第 2 号に規定する助成対象活動の中止又は廃止の申請があったとき及び次の各号の一に該当するときは、第 6 条に規定する交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 助成対象者が、虚偽又は不正の手段により、本助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 助成対象者が、本助成金を助成対象活動以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成対象者が、本要綱による要援護者支援活動に係る調査及び監査について、正当な理由なく拒否、妨害、又は忌避したとき。
- (4) その他本要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、補助金規則の規定に従い、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

(助成金の経理)

第 13 条 助成対象者は、本助成金に係る会計について必要な帳簿及び証拠書類等を整備し、本助成金の交付の決定を受けた要援護者支援活動に係る経理を明確にしなければならない。

- 2 助成対象者は、前項の帳簿及び証拠書類等を本助成金の交付決定の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- 3 区長は、必要があると認めるときは、助成対象者に対して必要な書類の提出を求めるほか、監査を行うことができる。

(財産の管理等)

第 14 条 助成対象者は、本助成金により取得した財産については、物品管理簿を整備し、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(施行細目の委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、区長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。